

波介川河口導流事業

高知県土佐市の波介川（はげがわ）沿川は、上流に行くほど堤内地盤が低い低奥型地形となっています。洪水時には仁淀川本川の水位上昇の影響を受け、自然排水が困難となるため、古くから浸水被害が頻発してきました。このため、昭和42年に波介川河口導流事業計画が策定されましたが、新川開削予定地の集落の反対に遭い頓挫しました。しかし、昭和50年8月の台風5号により平野部のほとんどが水没する大水害が発生したことを契機に再び河口導流事業の気運が高まり、昭和60年に建設省が事業に着手しました。

ところが、新居地区では新川開削により地区の4分の1の土地が失われること、営農環境・自然環境への悪影響などを懸念して、昭和62年に事業に反対する組織が発足しました。その後、平成元年度に用地買収に着手したことに反対組織が反発するなどして膠着状態が続きましたが、反対組織と行政三者（建設省、高知県、土佐市）との話し合いや事業説明会、勉強会などが重ねられたこともあり、地区を取り巻く状況が変わり、平成11年に従来の反対組織は解散し、新たに「新居を守る会」が発足しました。行政三者は新居を守る会を地元の窓口として話し合いを続け、平成13年6月に新居を守る会と行政三者との間で、事業への住民の不安解消に努めるとともに新居地区の地域振興策などの要望に誠意を持って対応することなどを内容とする「事業容認に関する覚書」を、また平成16年2月には「工事着工に関する覚書」及び「新居地区地域振興計画の実現に向けた確認書」を締結し、同年3月に波介川河口導流事業が着工されました。

波介川河口導流事業は、仁淀川と波介川の合流点を約2.5km下流の仁淀川河口に付け替え、波介川樋門、十文字堰、波介川潮止堰の三施設の操作により波介川の洪水を仁淀川河口に導流することにより、仁淀川の影響を排し、波介川流域の浸水被害を軽減させるものです。波介川河口導流事業は平成15年度に緊急対策特定区間に指定され、その後、平成16年、17年の2年連続の大規模な浸水被害を受けたことを契機に平成19年度より波介川床上浸水対策特別緊急事業として実施されました。平成23年3月に波介川樋門が、同年8月に十文字堰が、平成24年3月には波介川潮止堰と波介川河口導流路が完成し、同年6月より本格運用が開始されました。新居緑地公園に通水記念碑が建立されています。

本格運用の翌年、平成25年9月には台風17号により土佐市家俊で2日間総雨量246mmの降雨を観測しましたが、波介川河口導流路が整備されたおかげで、波介水位観測所地点で約1.6mの水位低下があり、約110haの浸水被害を防ぐ効果がありました。その後の台風時にも、波介川河口導流路による波介川の水位低減などの効果が報告されています。

<参考文献：国土交通省四国地方整備局・高知県編「仁淀川水系河川整備計画【変更】」2016年及び四国地方整備局事業評価監視委員会資料など>

